

令和6年度(2024年度)高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種費助成制度のお知らせ

施設入所や入院などの特別な事情により、八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市の指定医療機関以外で、高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種を受ける場合、事前に手続きをすると、医療機関に支払った接種費用を、助成限度額の範囲内でお返しします。

【接種の期間】

令和6年(2024年)10月7日～令和7年(2025年)3月31日 ※申請は令和7年(2025年)2月14日まで受付

【助成を受けることができる方】

接種日当日に八王子市に住民登録がある方で、次のいずれかに該当し、接種を希望する方

- 1 接種当日に65歳以上の方(65歳の誕生日の前日から接種可能)
- 2 接種当日に60歳～64歳の方で次の(1)・(2)のいずれかの障害を有する方
(1)心臓・腎臓・呼吸器において、自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害
(2)免疫の機能において、ヒト免疫不全ウイルスにより、日常生活がほとんど不可能な程度の障害

※(1)・(2)ともに、身体障害者手帳1級相当の方が対象(事由が上記と異なる場合(例：四肢障害、脳機能障害など)は対象外)。

※(1)・(2)ともに、該当する方は【手続きの流れ】1の電子申請後に該当する疾病の身体障害者手帳もしくは診断書のコピーを保健所保健総務課予防接種担当に、郵送または窓口でご提出ください。

【助成金額】

医療機関に支払った費用のうち、自己負担額2,500円を差し引いた額について、市が定める助成限度額(表1)の範囲内で助成金をお支払いします。

(表1) 助成限度額

(税込み)

予防接種の種類	接種費の助成限度額	予診のみの助成限度額
高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種	12,979円	2,958円
	生保利用者等助成限度額 15,479円	

※薬価改正等により、助成限度額に変動が生じる場合があります。

【手続きの流れ】

申請前にご希望の医療機関へ依頼書による接種が可能かお問い合わせください。



1 必要な項目を記入して電子申請

QRコードから申請フォームにアクセスできます

※電子申請が困難な場合は保健所保健総務課予防接種担当にご連絡ください。

※【助成を受けることができる方】の2に該当する方は、該当する疾病の身体障害者手帳もしくは診断書のコピーを保健所保健総務課予防接種担当に郵送または窓口でご提出ください。

↓ (書類の交付までに10日から2週間程度要します)。

2 予防接種依頼書・予診票・助成金交付申請書類を受領。

※医療機関に予約。依頼書による接種であることを伝える。



3 予防接種依頼書・予診票・住所記載の本人確認書類(マイナンバーカード等)を

医療機関に持参して接種

接種費用を支払い、領収書・予診票(市提出用)・接種済証を受け取る。



4 下記の窓口に助成金交付申請を提出(郵送可)

接種後、すみやかに申請を行ってください。

【提出書類】

- ①予防接種費助成金交付申請書類(申請書)
- ②予防接種費助成金交付申請書類(請求書)
- ③領収書(原本。ワクチン名のわかるもの)
- ④明細書(③領収書に明細の記載のある場合は不要)
- ⑤予診票(市提出用)

※生活保護利用者は、生活保護受給証明書を提出。

※中国残留邦人等支援給付受給者は、中国残留邦人等支援給付受給証明書を提出。



5 助成金交付決定後、指定口座へ振込

※書類審査→助成金交付決定→申請者へ通知→口座振込

【健康被害救済制度】

万が一、接種により重篤な健康被害が発生し認定された場合は予防接種法の規定に基づき給付が行われます。

【窓口・お問い合わせ】

〒192-0046 八王子市明神町三丁目19番2号 東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟5階
八王子市保健所 保健総務課 予防接種担当 ☎ 645-5102/FAX 644-9100

助成対象とならないもの(助成金支払いなし)

- ・接種日から1年を超えての助成金交付申請提出
- ・接種費用が助成限度額を超えた分の費用
- ・接種内容や医療機関の変更手続きをせずに受けた接種
- ・規定回数超えや間隔不足などの誤りのあった接種
- ・接種当日に八王子市に住民登録がないことが判明した場合
- ・依頼書、八王子市の予診票を使用せずに受けた接種

あなたのみちを、
あるけるまち。

八王子

R6.10.25